

平成30年度生駒市人権施策審議会（第1回）会議録（要旨）

日時：平成30年5月28日（月）午後3時

場所：市役所403・404会議室

【要旨】

会 議：過半数出席により成立

出席者：丹羽会長、山崎副会長、渋谷委員、山田委員、石川委員、安田委員、中村委員、芝下委員。

欠席者：石倉委員。傍聴なし。株式会社名豊同席。

1 案件

(1) 基本計画の見直しについて

(資料5 資料1 計画の目次)

事務局：(資料5 資料1 計画の目次について説明)

会 長：奈良県の意識調査結果は出ているか。

事務局：今まとめていると聞いている。出たら提示する。

会 長：スケジュールは前回から日程は変わっていないか。

事務局：県の計画と市の総合計画のパブコメが来年1月実施なので、来年2月のパブコメに反映させていきたい。

会 長：目次案について、調査結果、重要度が高い順を前提としているのか。

事務局：案については、市民意識調査項目どおり。7、8、9については新設。意識調査結果も交えて加除等はある。

会 長：重点項目順に並べ変える。

事務局：5月10日に意識調査を発送し、31日が締め切り。28日現在で1,111通の回答。33.7%の回収率。

会 長：目次は、大枠としてはこれで了解。

資料2 第1章 スキーム（人権施策に関する動向）

事務局：資料2 第1章 スキーム（人権施策に関する動向）について説明

会 長：国際人権規約A、Bは国連人権条約の中でも基本的な条約なので入れてほしい。

市は、「1994年3月に生駒市人権施策に関する基本計画を制定した」が、県は2004年、国は1997年が出発点となっているが、基準はあるか。

事務局：「人権施策に関する国際的な状況」「国の取り組み」に関しては、今回の計画に影響を及ぼすところをピックアップ。年度のスタートの基準はない。「県の取り組み」「生駒市の取り組み」は、県との連携を踏まえ、計画や方針をピックアップ。「国際的な状況」「国の取り組み」と「県の取り組み」「生駒市の取り組み」について

記載の視点は異なる。

委員：21世紀は「人権の世紀」で、国と県と市は2000年を境にしたのか。国の取り組みとして、同和対策事業特別措置法が抜けている。2000年で区切っているなら、2002年に人権教育啓発法が国の取り組みの出発点。

委員：「国の取り組み」で、平成19年に「DV法」が改正されたとあるが、そのスタートが挙がっていない

事務局：国の取り組み内容は最近変わった動向を押さえた。

会長：リード文章として読んだときに違和感がないとよい。総論の文章は入らないのか。この部分を説明する文章が入っていて、それで①、②、③、④の取り組みの状態が取り上げられているのであればよい。

委員：近年の動向くらいがよい。

会長：資料3-2の基本計画の趣旨は、大きな流れの中で生駒市の施策を位置づけていく説明はあったほうがよい。

一方で、県と市の取り組みは、計画策定の趣旨で取り上げるものを限定しているのでバランスが取れていない。近年の取り組みにするのであれば、例えば10年、15年のスパンを切って、その間の取り組みを書いたほうがよい。今こういった現状があるからこのような計画を立てるのだという流れにしなければならない。過去のことを資料的な要素として残しておくのもひとつのやり方。生駒市の取り組みを見ると、この25年の間に2つのことしかしていないと読めてしまう。基本計画も第1期、第2期とある。

資料2 第1章 スキーム（基本計画策定の趣旨）

事務局：（第1章 スキーム（基本計画策定の趣旨）について説明）

会長：方針に、「人権問題は、人々の偏見や差別意識等より発生するものであり」とあるが、原因が限定しすぎている。表現活動一般に対する人権問題に差別意識は関係ない。人権意識そのものが、十分国民の中に定着していない部分がある。人権問題というのは市民同士の問題ではなく、公権力と個人との関係をいちばん重視する表現にしないといけない。

委員：「現状および課題」に、「近年ではインターネットや性的少数者による人権侵害などの」という書き方があるが。

会長：「インターネットや性的少数者などの新たな人権問題」がよい。

現状及び課題で、「国の内外を問わず～社会問題化している」があり、次に「近年では」となって、その後「人権問題は」という並び方を、「社会問題化している」「人権問題は多岐にわたり発生している」「近年では新たな人権問題が」という順番がよい。その結果、「女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人」という従来の上で、インターネットや性的少数者が新たな問題であるにつな

がる。

委員：「インターネット上の書き込みや」を入れてほしい。

会長：インターネットが悪いとならないか。

委員：「SNSでの誹謗中傷」とわかるように書いてほしい。性的少数者、同和問題もインターネットの中で誹謗中傷が書かれている。インターネットは旧（計画）にもあったが、さらに加速してSNSの中での人権侵害が起きていることが入っているとよい。

事務局：「インターネットやSNSを悪用した」という表現では

委員：インターネットを利用した誹謗中傷など、ヘイトスピーチなども絡むとしたほうがよい。

委員：ネットにはあらゆる差別の書き込みが多い。ヘイトスピーチや障がい者に対してもある。それがいちばんわかりやすい。

委員：インターネットで性的少数者の人権を認めていくような活発な動きも出ている。インターネットが悪いわけではないことが盛り込められたらよい。

会長：旧計画から14年間たっている、インターネットが深刻な人権問題を引き起こしている現状を書かなければいけない。旧計画の現状認識から、現状認識がどのように変わってきたかという書き方をしてはどうか。

委員：平成17年はSNSの大きなネットワークはない。平成17年と31年で何が違うのかの比較は必要。

会長：この計画ができて、14年間の変化、インターネット環境の変化に伴う問題を、具体的に事例を書いたほうがよい。

委員：スマホやSNSが出て、よりスピーディーに情報発信ができる、人権集会の呼びかけがしやすくなるとともに、（その反面）いじめや人権問題が発展しやすくなっている。国民の何割がスマホを使うようになったので、スピードが早くいろいろなことが進むようになった旨が入っているとわかりやすい。

資料2 第1章 スキーム（基本計画の性格）

事務局：（基本計画の性格について説明）

会長：「人権啓発、人権教育、人材育成」は、そもそも成果目標を設定できるのか。何をしたら成果があったといえるのか、教育現場では大問題になっている。数値的な目標を立てることを掲げる分野はあるが、そうでない分野もあるので一律に成果目標を設定するというのは、あまり良くない。

委員：数値にしやすい目標値を立てていくこと。

事務局：できるもの、できないものがある。市でもいろいろな計画があるが、人権に絡むものについて庁内で調査を予定している。

委員：人権教育は目標が設定しづらい。

事務局：人権教育であれば地区別懇談会がある。

会 長：目標を設定すると、それを達成するための具体的な施策をしなければならない。

事務局：総合計画の中でも数値目標を入れることになっている。

会 長：形式的に数だけ増やしていくことになる。

事務局：1年目、2年目は数値目標として定めるが、着地点が難しくなる。

会 長：数値目標を計画に書き込むのであれば、常に見直しをする旨を入れ続けなければならない。

事務局：計画については、大体5年で中間見直しをする。

会 長：母集団の変化を分析した上で、数字の合理性はどこかで検証しないといけない。

委 員：県は県、生駒は生駒の考え方で。

会 長：集会のときに、例えば会場を一杯にするといった目標を立てるのはよい。日程や誰を呼ぶか、中身をどうするかといった議論をすれば、その目標設定したことに対してどうだったかという評価はできる。分野ごとに成果目標を設定するよりは、事業ごとに数値目標を設定して行うならよい。

事務局：各課の計画の中で挙げたものを目標に入れていきたい。

会 長：市の条例に基づいてこの計画を立てることなので、旧計画では冒頭にあるように、条例が出発点という一文が入っていたほうがよい。

資料2 第1章 スキーム（計画の基本理念）

事務局：（第1章 スキーム（計画の基本理念）について説明）

会 長：「生駒市人権施策に関する基本計画（現行計画）では～目指してきた」の「現行計画では」を、「旧計画では」と書いておかないと案にならない。

委 員：「多様性を認め合い、つながり、個人が尊重される共生社会の実現」というところは、旧計画のものに「つながり」を入れたと思う。旧計画の時点で、「個性の尊重」という生駒市総合計画の中の言葉を引用している。それが途中から「個人が尊重される」と書いてあるが。

会 長：憲法の理念だと「個人」である。すべての人の個性が尊重されるということが、個人を尊重することになるという説明である。見出しのところの「個人が尊重される共生社会」とは、いつから登場してきている言葉なのか。個人でよいが、一人ひとりということが重要。

委 員：個性を含めた個々の多様な在り方ということか。

委 員：一人の人間として尊重されることが重要である。

会 長：人権を考えると基本である。「つながり」唐突すぎないか。

委 員：キャッチコピーであるが、「つながり」だけが浮いている。まず個人が尊重されることがあり、他者の多様性を認め合い、他者とつながる共生社会の実現ということ。個人として尊重するほうがよい。

資料2 第1章 スキーム（人権施策推進に当たっての基本的な姿勢）

事務局：（第1章 スキーム（人権施策推進に当たっての基本的な姿勢）について説明）

資料2 第1章 スキーム（計画の体系）

事務局：（第1章 スキーム（計画の体系）について説明）

委員：「新設のボランティア活動への支援」は人権とどういった関わりで書いているか。

事務局：ボランティア活動の支援は、旧計画の「国、県をはじめ、地域組織、NPO団体、民間団体、企業との密接な連携を図る」ことから挙げている。

委員：人権に関するボランティア、NPO、団体活動への支援を推進するのか。

事務局：犯罪被害者等も犯罪被害者の会があり当事者団体への支援で挙げている。

委員：犯罪加害者とその家族ということで、加害者の家族への差別について新聞に載っていたが何とかならないのか。

会長：調査結果に加害者の設問は入っていたか。

事務局：入っていない。

会長：その他の自由記述があれば取り上げる。

（2）その他

事務局：（ヘイトスピーチ等における相談業務について説明）

（人権に関する市民意識調査の実施状況について説明）

（人権施策実施プログラムについて説明）

（特に意見はなし）

会長：次回修正案を提示してほしい。

2 その他

事務局：（第1回会議録案の送付について）（次回審議会の日程について）

会長：議事録について、委員の皆様へ送付するので、確認をお願いしたい。次回審議会は7月18日（水）14時。本日はこれにて終了する。

事務局：ありがとうございました。